

令和4年度公立甲賀病院組合行政監査報告書（第2四半期）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、公立甲賀病院組合の事務の執行につき行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 日時 令和4年10月27日（木）14時11分から

2. 場所 本院 診療棟3階 会議室1

3. 監査対象

公立甲賀病院組合一般会計

4. 監査委員

辻 恵子（識見を有する者）

堀田 繁樹（議会選出者）

5. 出席者

公立甲賀病院組合

会計管理者 岸村 守

事務局長 玉木 正生

6. 監査・方法

(1) 書類の審査

(2) 資料に基づく説明の聴取

7. 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

(1) 令和2年度・令和3年度行政監査における指摘事項と対応及び対応後の現状について

8. 監査結果

重点項目に関して、関係書類・諸帳簿等の提示を求めると共に、担当職員から説明を聴取し、監査を実施した結果は下記のとおりである。

- (1) いつまでも「検討している」では改善されない。いつまでに対応するのか期限を提示するようお願いしたい。
- (2) 危機管理マニュアルについて、新型コロナウイルスのクラスター等の経験を踏まえ、検証・改善を進めるべきではないか。
- (3) 局長が病気等で長期にわたって欠ける場合の対応が不明である。どのように対応するか事前に協議していただきたい。
- (4) 法人職員の兼務に関して法的に問題がないか疑問が残る。設立時にも協議されていると思われるが今一度確認していただきたい。

令和4年10月27日

公立甲賀病院組合

管理者 岩永 裕貴 様

監査委員

辻 恵子

監査委員

堀田 繁樹

